

令和3年(再)第1号 再生手続開始申立事件

決 定

香川県木田郡三木町大字朝倉2227番地3
再生債務者 高松グランドカントリー株式会社
代表者代表取締役 豊永 優

主 文

- 1 高松グランドカントリー株式会社について再生手続を開始する。
- 2 (1) 再生債権の届出期間 令和4年1月24日まで
(2) 認否書の提出期限 令和4年2月28日
(3) 再生債権の一般調査期間
令和4年3月7日から令和4年3月22日まで
(4) 報告書等(民事再生法124条, 125条)の提出期限
令和4年1月31日
(5) 再生計画案の提出期限 令和4年4月7日

理 由

証拠によれば、再生債務者は、民事再生法21条1項に該当する事実が認められ、同法25条各号に該当する事実は認められない。

令和3年11月30日午前10時

高松地方裁判所民事部破産・再生係

裁判官 安 部 利 幸

これは正本である。

同日同庁

裁判所書記官 濱 田 智 弘

